

明石文化芸術創生基本計画の改定について

1 概要

明石文化芸術創生基本計画（以下「基本計画」という。）は、明石文化芸術創生条例第9条に基づき策定され、本市の第5次長期総合計画における「戦略3 明石らしい生活文化を育てる」と関連する個別計画と位置付けられています。

計画期間は第5次長期総合計画に合わせ、平成23年度から平成32年度までの10年間としています。

しかしながら、文化芸術に関する環境の変化は早く、このことは本市においても決して例外ではなく、平成23年に本計画を策定した際にもこのようなことは十分に予想されていたことから、計画では「概ね5年を経過したところで見直しを行う。ただし、計画策定後の社会情勢等の変化によっては、必要に応じて見直すものとします」とされており、このたび計画を改定しようとするものです。

2 改定の考え方

文化芸術を取り巻く社会環境の変化、国等の文化芸術政策の動向、基本計画に基づくこれまでの文化芸術に関する取組等を検証し、明石市における今後の文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、以下の観点から必要な見直しを行います。

(1) 文化芸術を取り巻く社会環境の変化への対応

- ア 少子高齢化が進展するなか、次代を担う人材の育成や文化芸術鑑賞機会の地域偏在化への対応
- イ 価値観や豊かさの変化に伴い、心の豊かさにつながる文化芸術への期待、NPO法人の増加や市民活動の活発化など多様化する担い手の活用
- ウ 情報化の進展に伴い、多様化するコミュニケーション手段の効果的な活用

(2) 国の文化芸術施策の動向を踏まえた対応

- ア 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されるなか、文化施設の地域文化拠点としての活動や機能の一層の充実
- イ 2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国が策定した「文化芸術立国中期プラン」に基づく文化基盤の強化や地域と連携した文化交流の推進

(3) 本市の文化芸術施策の変化の反映

- ア 中間支援組織としての明石文化芸術創生財団（以下「財団」という。）の設立とサポート機能、広報機能、人材育成機能などによる新たな文化芸術の創造や振興の促進

3 改定の内容

改訂の考え方に基づき検証した結果、基本計画の大幅な改訂は必要ではないと判断しましたが、次のとおり修正を行います。

(1) 前文

明石市における「文化芸術」の息吹から今日の発展まで及び今後の更なる振興を図ることを記したものであるため、変更等の必要はないと考えています。

(2) 第1章 基本計画策定にあたっての考え方

この章は、策定に至る経緯、目的、位置付け、計画期間などを定めたものであり、現時点で見直す必要はないと考えています。

(3) 第2章 基本理念と基本施策

この章は、明石文化芸術創生条例に定める基本理念及び基本施策を基本計画に位置付けたものであり、現時点で見直す必要はないと考えています。

(4) 第3章 明石市における文化芸術の現状と課題

この章は、明石市における文化芸術に関する現状と、それを踏まえた課題を表したものであり、引き続き取り組むべき課題と認識しており、現時点で見直す必要はないと考えています。

(5) 第4章 文化芸術振興施策の展開方針

この章は、第3章で示した課題解決に向けての展開方針を表したものであり、これまで一定の取組がなされていることから、現時点で見直す必要はないと考えています。

しかしながら、これまでの本市の施策展開を踏まえて、取組の方向等について、次のとおり変更等を行います。

ア 財団が設立されたことから、中間支援組織として財団名に加え、その役割や業務、これまでの取組を明記します。

イ 「住みたい、住み続けたいまち」の実現に向けて、展開方針4の「他分野との連携」において、文化芸術と観光振興との連携を強調します。

ウ グローバル化が進展するなか、展開方針5の「文化交流の推進における国際交流」において、次代を担う青少年による交流を進めることを追加します。

エ 展開方針7の「文化資源の再発見と活用」において、明石の魅力を発信し、「選ばれるまち」を目指すことを明記します。

オ 展開方針10の「アートマネジメントの担い手の育成」は、展開方針3の「コーディネート機能の充実」の重点施策1において、財団の人材育成機能に統合するため、削除します。

(6) 第5章 推進体制

この章は、市全体として基本計画に対して取り組む推進体制を表したものであり、財団の設立を受けて、次のとおり変更等を行います。

ア 推進体制として、市民、団体等、市と財団を並列に明記します。

イ 今後の市の役割である「イベーターから政策立案者へ」を記載します。

ウ 財団の活動の3つの柱である「中間支援組織」「委託事業の実施」「自主事業の実施」を記載します。

エ 明石市立市民会館等4施設及び明石市立文化博物館の地域文化芸術活動の拠点としての在り方を記載します。